

六 公益を害し、又は害するおそれがあると明白に認められる者

（利用者の義務）

第三条 都市公園を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 利用に関し、法令又はこの条例若しくはこれに基づく利用に関する規程その他命令等に違反しないこと。
- 二 他人に迷惑を掛け、又は危険を及ぼす行為をしないこと。
- 三 風紀を乱す行為をしないこと。
- 四 みだりにごみその他の汚物を捨てないこと。
- 五 知事の指示に従い、善良な管理者の注意をもって公園施設を利用すること。
- 六 その他公益を害し、又は害するおそれのある行為をしないこと。

（行為の制限）

第四条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事が管理のため必要がある場合又は知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 土地の形質を変更すること。
- 三 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 四 知事が指定する場所以外の場所で、又は知事が指定する用具以外の用具で鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。
- 六 貨物の積載又はけん引の用に供する車馬、し尿車、ごみ運搬車その他知事が指定する車馬等を取り入れること。
- 七 前号の車馬等以外の車馬等（自転車等を除く。）を知事が指定する場所以外の場所へ乗り入れ、又はとめて置くこと。
- 八 知事が指定する禁止区域に立ち入ること。
- 九 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- 十 業として写真又は映画を撮影すること。
- 十一 ~~競技会~~、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために使用すること。
- 十二 都市公園をその用途外に利用すること。

- 2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他知事が指示する事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第一項ただし書の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項及び知事が指示する事項を記載した申請書を知事に提出して許可を受けなければならない。
- 4 知事は、第一項ただし書又は前項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（利用の禁止等）